

島根県保健医療計画の中間評価及び見直しについて

1 経緯

- 島根県保健医療計画（計画期間：令和 6（2024）年度～令和 11（2029）年度）については、医療法において、3 年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要がある場合は変更することとしています。
- 現行計画の中間年にあたり、国の指針を踏まえ、数値目標や毎年度行っている取組状況の評価により、必要に応じて見直しを行います。

2 見直しの方針

- 次の項目について、数値目標の達成状況の評価した上で、策定時からの課題を確認した結果、大きな変化が見られなかったことから、施策の方向に基づき、引き続き取組を推進します。
 - ・ 5 疾病・6 事業及び在宅医療
 - （5 疾病…がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患）
 - （6 事業…救急医療、災害医療、感染症に対する医療、地域医療、周産期医療、小児医療）
 - ・ 外来医療に係る医療提供体制の確保（外来医療計画）
 - ・ 医師の確保・育成（医師確保計画）
 - ・ 薬剤師の確保・育成（薬剤師確保計画）

(9) 地域医療（医師確保等によるへき地医療の体制確保）

数値目標の評価

項目	策定時	中間実績	目標 (令和11年度末)
①地域医療拠点病院数	23か所	24か所	維持
②しまね地域医療センターへの登録者等のうち、県内で研修・勤務する医師数	306人(令和4(2022))	364人(令和7(2025))	467人
③しまね地域医療センターへの登録者等のうち、医師不足地域（松江、出雲以外）で研修・勤務する医師数	117人(令和4(2022))	151人(令和7(2025))	171人

- 地域医療拠点病院数は、令和 7 年度に新たによしか病院を指定し、維持することができています。
- しまね地域医療センターへの登録者等のうち、医師不足地域を含む県内で研修・勤務する医師数は着実に増加しています。
- 中山間地域や離島において、診療所医師の高齢化や後継者不足などにより一次医療を担う診療所が減少しており、将来にわたって一次医療を維持・確保するため、①市町村を中心に必要な方策を検討する場の設置、②一次医療における病院の役割の検討、③地域医療に従事する医師及び看護職員の確保に取り組みます（具体的な医師確保、看護職員確保の取組は、「第 7 章第 1 節 医師の確保・育成、第 3 節その他の保健医療従事者の確保・育成」に記載します）。